

# 熊谷リリース・少女サッカークラブ 規約

## 第1章 総 則

- 第1条 名 称 本クラブは 熊谷リリース・少女サッカークラブ (以下(クラブ)と称し、熊谷市スポーツ少年団に所属する
- 第2条 事務所 本クラブの事務所は会長宅に置く
- 第3条 目 的 本クラブは、地域の学校活動以外においてスポーツを通じ、青少年の健全育成に資することを目的とする
- 第4条 活 動 本クラブは、前条の目的を達成するために次の活動を行う
- 1) 各種スポーツ活動
  - 2) レクリエーション活動
  - 3) 文化学習活動
  - 4) 他団体との交流
  - 5) 奉仕活動
  - 6) その他、クラブの目的に必要な諸活動

## 第2章 会 員

- 第5条 構成・参加資格 本クラブが認めたもの
- 第6条 加入方法 本クラブへの加入は(熊谷リリース少女サッカークラブ「スポーツ少年団」)の所定の加入登録様式によりこれを行う。又前項の加入登録に当たっては、別に定める会費を同時に納入するものとする。会費については別途定める。
- 第7条 有効期限 加入有効期限は、加入の申し込みを受けた日からその翌年度末までとし、毎年これを更新する。更新の方法は前条の定めるところとする
- 第8条 クラブの登録・保険 本クラブは、第6条に定めるところにより加入登録を行った会員をまとめ、必要団体へクラブの登録を行うものとする。又、クラブ登録に明記された会員、指導者は全員(財)スポーツ安全保険協会に加入するものとする。

## 第3章 役 員

- 第9条 役員・任務 本クラブに次の役員を置く
- |     |    |  |
|-----|----|--|
| 会 長 | 1名 | : クラブを代表し、統括する                           |
| 副会長 | 数名 | : 会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行し、1名は少年団の団長を兼ねる |
| 会 計 | 1名 | : 本クラブの会計を担当する                           |
| 監 査 | 1名 | : 会計を監査する                                |
- 第10条 役員を選出 前条の役員は、クラブ育成会の互選により選出する。
- 第11条 任 期 役員任期は1年とする、但し再任を妨げない  
役員に欠員が生じたときは、必要に応じてそれを補充する。尚、人選は役員会で決定し任期は前任者の任期期間とする。クラブの役員に反社会的な行為があった時には役員会の決定により会長はこれを除名できる

## 第4章 保護者会

- 第12条 本クラブに保護者会を置く。保護者会においては別に定める。

## 第5章 会 計

- 第13条 会 計 本クラブの会計は、会費、寄付金、補助金、その他の収入により支弁する。
- 第14条 会 費 会費は別途定める。
- 第15条 会計年度 クラブの会計年度は、毎年3月1日に始まり、2月末日に終わる。

## 第6章 責 任

- 第16条 責任の範囲 本クラブの活動中に発生した事故については、指導者、及び関係者に重大な過失がある場合を除き、クラブ、指導者、及び関係者は責任を負わないものとする。自動車等の移動中もこれに含まれる。

## 第7章 規約の制定・改定

- 第17条 クラブの規約の制定・改定及びクラブの解散は、成立している育成会の総会にて、出席者した会員の3分の2以上の同意を得なければならない。

以 上

- 附 則 本規約は、2010年3月の総会で新しく作成し、同時にクラブ名称を 熊谷リリース少女サッカークラブと改め4月より適用する。

第5章 第14条 会費について

熊谷リリース・少女サッカークラブ 会費	
入会費	0円
会費	3年生以上 1000円/月 なお、1家庭につき2人目以上の会員については半額とする。 (3年以上対象)
	2年生以下 250円/月

- \* 会費は一括して年度初めに納入する。
- \* 途中入会者は残りの月×1000円(又は250円)を入会時に一括納入とする。